

平成17年第3回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

平成17年12月7日(水曜日)

議事日程第3号

平成17年12月7日(水曜日)午前10時開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者 17番 伊藤 順 男 議員
19番 齋藤 作 圓 議員
24番 加藤 鉦 一 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第202号から議案第204号まで 3件

第4. 提出議案・陳情委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

出席議員(30人)

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1番 今野 英 元 | 2番 今野 晃 治 | 3番 佐々木 勝 二 |
| 4番 小杉 良 一 | 5番 田中 昭 子 | 6番 佐藤 竹 夫 |
| 7番 高橋 和 子 | 8番 渡部 功 | 9番 佐々木 慶 治 |
| 10番 長沼 久 利 | 11番 大関 嘉 一 | 12番 本間 明 |
| 13番 石川 久 | 14番 高橋 信 雄 | 15番 村上 文 男 |
| 16番 佐藤 賢 一 | 17番 伊藤 順 男 | 18番 鈴木 和 夫 |
| 19番 齋藤 作 圓 | 20番 佐藤 勇 | 21番 佐藤 讓 司 |
| 22番 小松 義 嗣 | 23番 佐藤 俊 和 | 24番 加藤 鉦 一 |
| 25番 土田 与七郎 | 26番 村上 亨 | 27番 三浦 秀 雄 |
| 28番 齋藤 栄 一 | 29番 佐藤 實 | 30番 井島 市太郎 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 柳 田 弘 助 | 役 員 | 鷹 照 賢 隆 |
| 助 役 | 村 上 隆 司 | 教 育 長 | 佐々田 亨 三 |
| 企 業 管 理 者 | 佐々木 秀 綱 | 総 務 部 長 | 佐々木 永 吉 |
| 企 画 調 整 部 長 | 猿 田 正 好 | 市 民 環 境 部 長 | 松 山 祖 隆 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 豊 島 一 郎 | 農 林 水 産 部 長 | 小 松 秀 穂 |
| 商 工 観 光 部 長 | 藤 原 秀 一 | 建 設 部 長 | 佐々木 孝 一 |

| | | | |
|------------------|-------|---------------------|-------|
| 行政改革推進 本部事務局長 | 佐々木 均 | 教育次長 | 中村 晴二 |
| 消防長 | 福岡 憲一 | 総務部次長 兼総務課長兼職員課長 | 中嶋 豪 |
| 総務部次長 兼財政課長 | 小松 浩 | 企画調整部次長 兼企画調整課長 | 渡部 聖一 |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 熊谷 正 | 次長 | 石川 隆夫 |
| 書記 | 鎌田 直人 | 書記 | 遠藤 正人 |
| 書記 | 阿部 徹 | | |

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。当局から追加議案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

17番伊藤順男君の発言を許します。17番伊藤順男君。

【17番（伊藤順男君）登壇】

17番（伊藤順男君） 私は、通告に従いまして大綱5点について質問をいたします。

「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」と題しまして、3月22日、新市由利本荘市として発足してから9カ月目に入りました。その間、4月の市長選挙、一般会計、特別会計合わせて833億円余りの予算を審議した6月議会。9月議会では旧市・町の決算を審査、また、在任特例期間の6月、9月議会では127人中合わせて約半数の議員が、由利本荘市の将来、そして地域の諸課題についての一般質問。そして、ここに井島市太郎議長を選出し、30人体制の議会となったところであります。

新市まちづくりの指針ともいふべき「共生、躍進、創造」の言葉の持つ響きと意義を考えますときに、その責任の大きさに心引き締まる思いでいっぱいであります。

さて、地方分権一括法の申し子といふべき市町村合併における経過の中で、住民の思い、民意はどうであったかといいますと、合併を積極的に推進するというより、どちらかといいますと「合併やむなし」であり、その背景として、成熟した経済にあっては税収増に期待をもてないこと。少子高齢化にあっては、「社会を支える若い世代が減って、よりお金をかけていかなければならない方々がふえる」という構造であります。こうした社会情勢の中で財政基盤の強化、充実を図るためには、行政経費を削減しつつ「小さな政府」を意識したものであります。

ところで、「歴史は繰り返される」とこのように言われますが、明治20年代の合併から数えて100年になろうとしています。今日まで、昭和、平成と50年ごとに大きな合併が繰り返されました。いずれの合併も財政基盤の強化がうたわれたのであります。

そこで、大綱の1、財政基盤の強化が合併のキーワードと題しまして、(1)行政組織スリム化について、諮問機関設置の考えについて質問いたします。

この組織をスリム化する基本的考え方として、住民サービスをできるだけ後退させないことがまず大切です。また、合併によるスケールメリット、効率化を選択しました住民の英断ともいえるべき選択にこたえるものでなければなりません。もとより自治体は大きければよいのではなくて、顔の見える行政をどう確立するかが大切です。

我が由利本荘市は、1,209平方キロメートルの広い面積に9万人の人口であります。顔の見える行政とは、住民自治を基調としたまちづくりでなければなりません。その中でスリム化とは、「身を削りながらもサービスは充実」と、こういうことです。大変厳しいものがあります。したがって、身を削りながらサービスの充実を図ること、すなわち、合併の効果を上げるためには、スケールメリットの実を上げることということが言えましょう。この実を上げるということを行政組織に置きかえて考えてみますと、スケールメリットとは本庁機能の強化をするということではないでしょうか。したがって、行政組織全体がスリム化される中で本庁機能の強化が意味することは、8総合支所においては大幅にスリム化されていくという一般的な考え方が成り立つのではないかと思います。

そこで、顔の見える行政を担保にしながら、どのように今後スリム化、身を削りながらもサービスをどのように充実していくかということについて、諮問機関等を設置し、今後の行政組織の指針にする考えがないか市長の考えをお聞きするものであります。

(2)指定管理者制度活用を考慮に職員の定員適正化計画を早期に示すべきということで質問をいたします。

指定管理者制度については、これまでの自治体の施設サービスというのは、公社、財団などの公共的団体にその委託先が限定をされてきました。住民ニーズに対応した効率的運営を図るためには、民間事業者の能力、ノウハウを幅広く活用することが有効とされたのであります。また、厳しい財政のもとでは、減量化イコール効率化を進めながら住民福祉を実現しようと、こういうものであります。その対象になるのが、保育所、ごみ処理施設、体育館、公民館、文化会館、いわゆる公の施設であり、その管理を法人、NPO、ボランティア、団体等に代行させる仕組みであります。

さて、常勤の市職員定数は条例で定めるところであります。より具体的には、事務事業の分析を行なって、「事務量に見合った人員数を算定する方法」「地方交付税の算定基準となった人員数と実員数を比較する方法」「類似団体と比較する方法」、こういうものがあるわけですが、自治体の規模、形態対象となる職員業務の内容に相違があるために、決め手となる定員管理方式は存在しないという考え方が一般的であります。とはいうものの定員管理の目的は、少数精鋭主義によって公務能率を向上させるということにあるわけであり。また、前にも述べた組織のスリム化ということも含め、指定管理者制度を考慮に入れた職員の定員適正化計画を早期に示すべきと考えるわけで

ありますが、市長の考えをお聞きます。

大綱の2、分権が目指す職員像について。

(1) 政策を形成、提案する能力こそ住民サービスということで質問いたします

「役所の職員は何をする人」と問われましたときに多くの方は「市民サービスをする人」とこのように答えるのではないかと思います。

さて、私たち市民は税金を納めるという法律で決められた国民としての義務があります。この義務を一人一人がやっていたのでは大変効率が悪いし、また、専門的な知識も必要になり大変であります。

そこで、役所というところで私たち一人一人がやらなければならない事務の代行をしている。そのほかに私たち市民が健康で安心して働けるよう環境の整備をし、住民福祉の向上に努めている。こんなことを住民サービスと言っているのではないのでしょうか。

しかし、サービスということだけの考え方であれば、今申し上げた指定管理者制度、あるいはアウトソーシングでの対応など、個人情報を守りながらもできるわけであり、そのことにプラスをして、政策を形成、提案する能力が培われ付加価値となり、その付加価値のことを言うなればサービスというのではないのでしょうか。

合併前までは8人の首長がいて、ある意味では首長の方向を見ていれば住民サービスができたのですが、1,209平方キロメートルに一人の首長ですから、いくら体があっても不足なわけであります。

そこで分権型の職員像とは、住民の立場に立ち、みずから政策を提案し形成する能力、すなわち住民サービスというのではないのでしょうか。分権が目指す職員像について市長の考えをお聞きいたします。

(2) 人事政策について質問します。

私から言うまでもなく、人事とは、職員を採用し、職務に配置し、異動し、能力を引き上げ、昇任、昇格をさせ、退職に至る一連のことを言うわけであります。

この一連のうち異動についてであります。この一連のうち異動についてであります。「役所は人事異動をし過ぎる」「やっと言葉を交わせるようになったら異動してしまった」こんな苦情にも聞こえることをよく耳にするわけであります。しかし一方では、長いとマンネリ、癒着、停滞と言われるところでもあります。

そうした中において、異動により新しい仕事にチャレンジすることは、職員の視野が広がるといった能力開花のチャンス、また、研修で勉強するのも大切なことですが、異動はそれ以上に能力を高めるとも言われるところでもあります。

その意味で、本庁舎、地域総合支所、職員にこれから求められている企業的感觉を持ち合わせている企業局との人事異動等は、能力開花等有効な手段と考えます。

分権型の職員像と言われる、透撮性、戦略性、誠実性、また、合併まもないことから新市一体感の醸成も含めまして、組織の活性化を視野にした人事政策につきまして市長の考えをお聞きします。

大綱の3、教育行政と分権について。

(1) 特色ある教育活動展開のための基本的考え方について質問をいたします。

教育行政を進める上で、学校の自主性、自立性は教育行政の分権を進める上で、今後の地方教育行政のあり方に大きな一石を投ずることと思います。このことについては、

文部科学省の前身である文部省は、地方分権推進法の制定と一連の勧告など、教育行政全般の分権化への対応を余儀なくされたことから、40年余り続いた集権的な教育の官僚制を、いわば上からの分権という形で再編成することになりました。この答申によりますと、公立学校が地域の教育機関として、家庭や地域の要請に応じ、特色ある学校教育活動を展開するために、学校の自主性、自立性が求められているとし、教育委員会と学校の見直し、学校裁量権の拡大、学校管理規則の見直し、教職員人事及び学校予算への校長裁量権の拡大、地域住民の学校運営への参加など提言しました。

教育行政の分権がクローズアップされる中で、学校の自主性、自立性が求められていると思うわけであります。特色ある学校教育活動を展開する上での基本的な考え方についてお聞きします。

(2) 分権により学校裁量権の拡大、学校経営に対する責任が増大する中で、教育委員会のかかわり方について質問します。

ただいま申し上げましたように、教育行政の分権がクローズアップされている中で、学校の自主性、自立性が求められている。このように申し上げたところであります。これまで旧市・町では、すぐ手の届くところに教育委員会があり、諸問題への対応がスムーズに行われてきました。すばらしいことだなというふうに思います。

しかし反面、合併という現実的な環境に置きかえてみますと、学校の裁量権の拡大、さらには経営に対する責任ということについては、学校として準備不足の感が免れないような気がするわけであります。

そこで、合併イコール分権というようなことにより、教育行政も大きく変わらざるを得ない状況にあることから、学校裁量権の拡大、学校経営に対する責任が増大する上での教育委員会のかかわり方について質問をいたします。

大綱の4、平成18年度予算編成の基本的考え方から。

(1) スクラップ・アンド・ビルドについて質問いたします。

平成17年度当初予算の一般会計歳入、歳出の総額は511億3,000万円であり、その特徴は、旧1市7町が積み上げ持ち寄った予算であり、また同時に28億円余りの基金を前倒しをして編成した予算であります。このうち歳入の約15%に当たる74億円が市税、35%に当たる約180億円が地方交付税でありまして、自主財源約25.8%というようなこととなります。そしてまた依存財源が74.2%というようなことで、3割自治に満たない2割5分自治の大変厳しい予算編成をしたと言えるのではないのでしょうか。

こうした17年度の積み上げ持ち寄り予算からしますと、平成18年度が実質新市として初の予算編成であり、スクラップ・アンド・ビルドの考え方、いわゆる今何を整理をして予算編成に臨むべきか、そして整理するだけでは元気が出ないわけでありまして、新規事業をどう立ち上げていくか、いわゆるビルドということが大切であります。

こうしたとき、ビルドは、立ち上げるということは特別問題にならないわけでありませんが、とりわけスクラップ(整理)については、相当な覚悟が必要であると同時に、避けて通ることのできない問題であろうと思います。

さて、冒頭部分で申し上げましたが、住民はスケールメリットを選択をしました。その選択に敬意をあらわす意味において、スクラップ・アンド・ビルドに対しては明確な方針、そして説明あるべきと考えますが、市長の考えをお聞きいたします。

(2) 18年度一般会計予算概要について質問いたします。

ただいま申し上げた平成17年度の予算編成の経緯からいたしまして、18年度は相当厳しい予算編成と申し上げたところであります。それにつけ加え、地方交付税に最も影響が大きいと言われる人口の減少、国勢調査を行ったわけでありましたが、おそらく9万人を切るのではないかと、そういうような気もするわけでありまして。また、三位一体は基本的に人口の多い都市部に有利な改革であり、その意味では都市部への財政シフト等、厳しい環境下にあります。

ところで、政府は企業業績が上向いて設備投資が活発なことから景気が上向いてきたとの発表をし、そのことを理由に財政再建のチャンス到来とばかりに一般歳出を切り詰めようとしています。そうした中で、17年度の歳入の約35%、180億円の地方交付税交付金、約14.5%の74億円の市税の見通しはどのようになっているか、その概要についてお聞きするわけでありまして。

(3) 地域総合支所の裁量権についてお聞きします。

前段において、合併の効率化を選択した住民に敬意をあらわす意味で、明確な方針、説明が大事だと、このように申し上げました。なぜ明確な方針が大事だかといいますと、予算は市民に対し、例えば18年度は、こうしたサービスをしますと、こういう約束をするということだからです。そしてこのことを地域住民に伝える仕事というのは、市長の命を受けた地域総合支所等ではないでしょうか。そのためには本庁、総合支所との連携が欠かせないわけでありまして。この連携の中で、地域総合支所への裁量権、いわゆる住民自治を基調とした顔の見える行政が総合的にできるか、という、これが私は地域総合支所の裁量権とこのように考えているところであります。特に平成18年度予算編成は、今後の住民サービスの基本的枠組みを決めるといっても過言でない重要な編成と言えることから、なおさらのことでありまして。住民に最も近い関係にある地域総合支所とのかかわり方を明確にする意味でも裁量権を拡大するべきと考えますが、市長の考えについてお聞きするわけでありまして。

大綱の5、団塊の世代を視野に入れた生涯学習について質問します。

作家で元経済企画庁長官を務めた堺屋太一氏が名づけたと言われております団塊の世代、いわゆる昭和20年代に生まれた世代であります。2007年問題として提起されているように、今後60歳の定年を迎えるというようなことになったわけでありまして。

この世代につきましては、蓄積した技術、豊富な経験など各職域から大変惜しまれているところであります。また、人口的に最も多い、いわゆる団塊の世代であり、日本経済発展の牽引役、第2次ベビーブームの立役者、その孫が生まれると第3次ベビーブームの期待を担うなど、家庭はもとより地域経済に大きな足跡を残した世代でもあります。そうした一面の裏には、ともすれば仕事に追われ、高度経済成長社会の中で豊かな経験イコール生涯学習とは言えない、そういう面があったと推察をするわけでありまして。少子高齢化という成熟した社会、経済にあって「人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)」実現のためには、かけがえのない世代でもあります。

そこで、今後ますます元気で活躍していただき、いわゆる夢や希望、生きがいといったリフレッシュ、パワーアップ事業とでもいうべく生涯学習の推進に努めるべきと思うわけでありまして、教育長の考えをお聞きします。

以上、大綱5点の質問といたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは伊藤順男議員のご質問にお答えします。

最初に、1番の財政基盤の強化が合併のキーワードの（1）行政組織スリム化について諮問機関設置の考えはないかについてお答えいたします。

各地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたところでありますが、昨今の少子高齢化、住民ニーズの高度化・多様化などの社会経済情勢の変化により、行政のスリム化など行政改革の必要性が一層求められているのはご案内のとおりであります。

このような状況のもと、総務省は、ことしの3月「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を各自治体に通知しております。

国では、これまでも地方自治法に基づいて、各自治体の組織や財政などの行政改革に対し助言をしてきたわけですが、今回の指針は、集中改革プランの作成、公表を義務づけるなど、これまでよりさらに踏み込んだ助言、指導の内容となっております。

この指針には、住民に対する行政の説明責任の観点から、行政改革大綱等の見直し、策定に当たり、住民等の意見を反映できる仕組みを整えるよう明示しているところですが、「協働のまちづくり」を目指す本市としても、情報提供や行政への住民参画などを積極的に推進し、まちづくりを進めることが基本的な考え方であります。

そのため、本定例会に提案させていただいております由利本荘市行政改革推進委員会条例を制定し、本市の今後の行政改革の指針となる由利本荘市行政改革大綱を策定するに当たり、その過程に住民が参加する仕組みを整え、大綱の策定及び行政改革の推進について、広く住民の意見を反映させたいと考えております。

今後の行政運営においては、伊藤議員の提案内容を十分生かし行政改革を進め、行政のスリム化や財政基盤の強化を図ってまいりたいと存じておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（2）の指定管理者制度活用を考慮に職員の定員適正化計画を早期に示すべきについてお答えします。

職員の定員管理の適正化については、昨日、村上議員にもお答えしたとおり、合併協議を踏まえて進めることとしておりますが、計画の策定に当たっては、事務事業や組織機構の見直しはもとより、民間委託や指定管理者制度の活用等を考慮してまいりたいと考えております。

なお、定員適正化計画は、行政改革大綱及び集中改革プランに盛り込み、今年度末に公表する予定であります。

次に、大きい2番の分権が目指す職員像について、（1）の政策を形成、提案する能力こそ住民サービスについてであります。地方分権の進展や三位一体改革など、地方自治体を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、住民のニーズを的確に把握し、限られた財源で効果的な施策・事業を展開していくためには、幅広い視野に立った政策形成能力や判断力、分析力等を備えた人材の育成がますます重要となってまいります。

職員の資質向上、能力開発を図るための研修については、秋田県市長会が実施する職

階に応じた研修会や、財団法人秋田県振興協会、財団法人本荘由利産業科学技術振興財団等が主催する研修会への派遣、さらには市町村職員実務研修として県に派遣するなど研修を積ませているほか、市独自に専門講師を招いて政策形成や組織マネジメント等の研修も実施しながら、今後も人材の育成に努めてまいります。

次に、(2)の人事政策についてお答えいたします。

職員の人事異動は、職場間の人的交流によって、職員の自己啓発と士気高揚を図り組織を活性化するとともに、専門知識の習得等により、公務能率の増進を目指すものであると認識しております。

今後、ますます多様化する行政需要に的確に対応し、より円滑な行政の推進と市民サービスの向上を図るため、職員の能力や資質、勤務実績等を総合的に判断しながら、職員の能力を最大限に発揮できるよう、適材適所の職員配置に努めてまいります。

次に、3番の、大きい3の教育行政と分権について、(1)と(2)でございますが、教育長がお答えいたします。

次に、4の平成18年度予算編成の基本的な考え方、(1)のスクラップ・アンド・ビルドについてでございますが、平成18年度予算編成の基本的な考え方につきまして、昨日、佐藤勇議員並びに村上亨議員にもお答えしましたが、スクラップ・アンド・ビルドについては、この厳しい財政状況の中では事業計画を精査、取捨選択し、限られた財源の効果的な配分をしていかなければならないことは言うまでもありません。中でも類似事業等の見直しにつきましては、地域事情等を勘案しながらも、整理統合できるものから順次調整を図ってまいります。

調整に数年を要する事業も出てくることが予想されますが、事業の費用対効果を逐次検証し、合併による節減効果が最大限にあらわれる予算編成を目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、(2)の一般会計概要についてでございますが、平成18年度地方交付税の概要につきましては、昨日、佐藤勇議員にもお答えしましたとおり、年末に国の方針が示されることとなりますが、三位一体改革に伴う国庫補助負担金の廃止・削減とあわせた税源移譲の見通しは、いまだ不透明であり、本市の平成18年度一般会計予算編成は大変厳しい状況にあります。

また、市の財源の根幹をなす市税につきましては、都市部においては景気回復に伴い、地方税の増加が見込まれておりますが、地方におきましては回復の足取りは遅く、大幅な市税の増加は見込めない状況にあります。

こうした状況下における財源不足が懸念されており、歳出については、経常的経費や市単独事業において、前年度当初予算額の90%をシーリングするとともに、新市まちづくり計画における建設事業においても、できるだけ有利な地方債を活用することを基本としながら、事業のローリング作業も含めて予算編成作業を進めているところであります。

現在、予算編成作業の最中であり、具体的な数値を示すことができませんので、ご了承願います。

次に、(3)地域総合支所への裁量権についてでございます。

予算編成に当たっては、市全体はもとより、各地域の特性を生かし、さらに地域課題

に即した予算編成が重要と考えており、平成18年度の予算編成においても、三位一体改革へ対応した財政の見通しを踏まえながら、新市まちづくり計画に基づいて、その予算編成に当たっております。

事業の峻別や選択、さらに地域住民サービスに伴う予算見積もりは、基本的にまちづくり計画との整合性をもって各総合支所の裁量で要求されているものであります。

現在、その予算見積もり内容を十分にヒアリングしながら、地域課題を把握し、作業を進めている最中であります。

今後、査定に入るわけでありますが、その過程において、限られた厳しい財政状況下では、全体的な緊急度や優先順位などによりローリング及び削減、縮小が伴ってまいりますことは否めないものであります。

厳しい財政事情について、総合支所のみならず各所管部局の間において相互理解並びに共通認識をもって、効率的な予算編成に取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、大きい5番の団塊の世代を視野に入れた生涯学習については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 伊藤順男議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

3の教育行政と分権について、（1）特色ある教育活動の展開のための基本的考え方についてであります。去る10月26日の中央教育審議会において、学校の自主性・自立性の確立として、「学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に直接説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、自主的な学校運営を行えるようにすることが必要である」との答申がなされております。

これに基づきまして、来年度の指導方法工夫改善のための教員の加配も、市の主体性を生かした配置が可能となったことから、各学校の実態を的確に把握し、より効果的な制度の運用を検討しているところでございます。

新年度予算におきましても、学校の独自性を生かした教育活動ができるような予算の配分を検討しているところでありますが、限られた予算の中で、各校の特色を生かしたよりよい効果を生み出させるよう、適切に指導していきたいと考えております。

地方分権が進み、権限の委譲が行われるに従い、地方教育委員会及び学校においても、これまで以上に自主性や自立性ととも、説明責任が求められる時代となってまいりました。

教育委員会といたしましては、市全体の教育の方向性と特色を明確にするために、「由利本荘市の教育の指針」を作成いたしまして、「科学の心と力」をキーワードとして、あらゆる機会をとらえてその周知を図っておるところでございます。

また、市内の児童生徒・教職員はもとより、広範な市民各層へも啓発を図るため、各地域における教育懇談会の開催や講演会、講座なども計画しており、由利本荘市の特色を生かした学校教育の推進に向けて、各学校がより一層活気を持って取り組むことができるよう努力してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、(2)の分権により学校裁量権の拡大、学校経営に対する責任が増大する中で教育委員会のかかわり方についてお答えいたします。

教育現場と教育委員会のかかわりにおいては、事務局各課と、さらに各教育事務所に於いて、常に連携を密にしながら学校経営の支援に努めておりますが、その中で最も大切な教育委員による学校訪問を、今年度は合併を機に管内の32校・1園すべてを実施する予定であり、残すところあと2校のみとなりました。

この取り組みは、各学校・園の実態や実情をつぶさに把握し、教育委員会がきめ細かく支援することを目的に行っておるものでございます。

具体的には、校長の経営説明の聴取と授業参観をしながらの校内一巡に加えまして、施設整備や人事配置などの各種要望の聞き取りなど、さまざまな角度から各校の実態を把握しようとするものであり、教育に関する各地域の不安感の払拭にも努めているところでございます。

今後の学校経営においては、学校評議員や学校アドバイザー、そして、地域住民・学校ボランティアなどの人的整備と活用を一層進め、広い視点から特色ある教育活動ができるように、学校経営の充実をより一層支援してまいりたいと存じます。

また、教職員人事や学級編成など、義務教育に関する権限と責任が拡大することを受けまして、学校の現状把握とその要望を尊重しながら、特色ある学校経営ができるよう努めてまいります。

次に、5の団塊の世代を視野に入れた生涯学習についての質問にお答えいたします。

第二次世界大戦直後のベビーブームと呼ばれた年代に生まれた、いわゆる団塊の世代は、集団就職最盛期のころには金の卵、壮年期にはモーレツ社員や企業戦士ともたえられながら、日本の高度成長に貢献してきた、戦後日本の一期生とも言われる世代であります。

本市においても人口構成比で50歳代が16%以上を占めており、この団塊の世代が一斉に定年退職を迎えることは、労働力の供給構造が大きく変化するなど社会問題化することが予想され、団塊の世代が蓄えた技術や能力などをあらゆる分野で活用する早急な対策が求められているものと認識しているところでございます。

そのため、教育委員会では、この世代の勤勉さや培われました技術などが地域社会に還元できるような体制整備や、学習需要の増大への的確な対応策を盛り込む、由利本荘市生涯学習推進計画を策定するため、社会教育、家庭教育などの専門分野から選任した委員で審議、検討を進めていただいております。18年度当初には5カ年を見越した計画を示しまして、団塊の世代が移行していく社会構造の中で生き生きと過ごせる指針にしたいものと考えております。

いずれにいたしましても、団塊の世代の方々が持つノウハウの伝授や提供の機会を創出するとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」自由に選択して学習し、新しい人生をエンジョイしながら心豊かに希望に満ちて過ごせる生涯学習活動の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長(井島市太郎君) 伊藤順男君、再質問ありませんか。17番伊藤順男君。

17番(伊藤順男君) 2つほど再質問をさせていただきたいと思っております。

1番の1と2、そして4番の3に同じ形の中のことでもあるわけでありませけれども、地域総合支所の裁量権というようなことにつきましては、市長の方からは各総合支所の裁量によって予算等もいろいろ進めていると、そういうような答弁だったというふうに思います。すばらしい配慮ではないのかなと、このように感謝を申し上げたいと思います。

私は総合支所と、この総合支所の機能の考え方でありますけれども、先ほど申しあげましたように、住民自治を基調とした顔の見える行政を総合的にできるというのが私は地域総合支所でないのかなと、こんなふうに考えているわけでありませけれども、このことにつきまして市長はどのように考えておられるか、まずひとつお聞きをしたいというふうに思います。

それと、教育の関係でありますけれども、非常にこの答弁、私の思っていた以上の答弁をいただいたというようなことで感謝を申し上げたいと思います。日ごろ、この学校教育、百年の体系という中でやられていることになるわけでありませけれども、私は基本的に教育委員会というのは現場である学校の潤滑剤だというふうに考えておりますし、また、学校は子供のよさを引き出す、いわゆるエデュケーションということが大切なことであろうと、そういうふうに考えているわけでありませけれども、教育長の答弁にはそういうようなことがしみじみと語られていたのではないかと思います。基本的なことでありませけれども、私が今申しあげた潤滑剤ということと、引き出すというようなことにつきまして、教育長はどのように考えておられるか、その点についてお聞きしたいと思います。

もう1点でありますけれども、団塊の世代、これは要望という形になろうかと思いません。たしか市長は合併協議会の際に「バトンタッチゾーン」という言葉を使われたというふうに私は記憶しております。バトンタッチゾーンというのは、これ20メートルあるんですが、これから団塊の世代、この20年が大変大事だなと。1メートルを1年、20メートル、この20年が大変大切なことだなとこのように思っているわけでありませ。そういう意味で、どうぞひとつ、先ほども丁寧な答弁をいただいたわけでありませますが、リフレッシュ、パワーアップ事業というようなことで私は仮定をさせていただいておるわけですが、よろしくどうぞひとつお願いを申し上げたいと思います。この世代が生き生きとすることによって、まちが生き生きとするというようなことでないのかなというふうに思うわけでありませるので、その点につきましてもよろしくどうぞお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは、伊藤順男議員の再質問にお答えしますが、総合支所に関する事で、顔の見える地方自治ということでございます。

合併で大変皆心配したのが、合併した場合にどうなるかという不安であります。それが、いわゆる今伊藤議員のおっしゃる小さなものが合併して大きな形態になった場合に、私たちのその要望というのがうまく伝わるのかとか、そういうことだろうなというふうに思っています。これも振りかえってみますと、明治の大合併、昭和の大合併、そして今回の平成の大合併、その合併の都度に起こり得る、心配し得る現象だと、このように思います。そういう意味でも、今回の合併にもそのようなことは起こらないようにしよ

うということをごさいますて、それで総合支所という機構にしたわけでありませう。またもう一つは、議員の在任特例もそうだったんだらうなというふうに思ひませう。そういう意味で、みんなが不安を抱えないような、そういうような意味での総合支所としての機能を十分發揮していただけるようにしたいものと、このように思ひませう。それ以上踏み込んで申し上げるあれもないでせうけれども。

ただ、例として申し上げます。秋田の場合はどうだらうか。東京都の場合はどうだらうか。そうしたことを考えてみますと、さまざまなことが考えられます。今ちょうど合併の、まだ満1年になりません。そういう意味で、総合支所が十分それに耐えるように、そのうちケーブルテレビも入ってくれば総合支所の形態も少しは変化が生まれてくるものと思ひませう。

いずれにしましても、サービスの低下にならないように、そして市民と行政の意思の疎通が十分行われるように、そういう意味で総合支所の役目を十分果たしてもらえ、顔の見える地方自治ができるものにと、このように思ひませう。

次の教育関係については、教育長の方からお答えいたします。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） お答え申し上げたいと思ひませうが、非常に基本的な問題にかかわることなので、私の考えということにはなりませうが、特に教育委員会制度が長く続いてまいりまして、今おっしゃられたように潤滑剤という問題につきましては、教育委員会制度、さまざまな学校管理、運営、そしていわゆるその地域の教育全般にわたるさまざまな課題に対応するという観点からしますと、学校とのパイプがややもすれば潤滑剤にならない時期も長くあったのではないかなと率直に感想を持っています。

学校評議員を設置、そしてまた要請したときに、校長の相談役、学校のそうした動きを把握しながら、学校がもっともっとよくなれるようにというのが学校評議員の誕生のいきさつでございました。そういう点からすると、議員のおっしゃられた潤滑剤には、むしろ学校評議員がストレート的には当たるのではないかなと思ったりもしておりますが、基本的には教育委員会も学校とともに、さまざまな教育課題を一緒に考えていく、そして指導理念もありますので、大きくは議員のおっしゃられる潤滑剤の中にはあるのではないかなとこのように思っています、ストレートには学校評議員に当たるのではないかなとも思っています。

それからもう一つの、いわゆる学校エデュケーションの問題でございませうけれども、やはり学校は子供たちの能力、適正、そうしたさまざまなものを引き出しながら、教師の人間とぶつかりあいながら新しいものを創造していくものだらうと思っております。引き出し、そしてつくる、これがうまく回転して学校の明るい教育活動、夢に満ちた教育活動が展開されるものだらうと思ひませうので、引き出し、創造ということで私は押さえないと思ひませうが、基本的には本当に先生のおっしゃる潤滑剤と引き出しというものを再確認しながら指導に当たっていききたいとこのように思っております。

生涯学習の事柄についての団塊の世代についてでございませうが、本当に先生のご指導を受けながら、これからリフレッシュ、そうしたパワーアップ事業等加えながら進めてまいりたいと思ひませう。

議長（井島市太郎君） 17番伊藤順男君、再々質問ありませんか。17番伊藤順男君。

17番（伊藤順男君） きのうの村上議員の答弁の中で、今後50人ぐらいつ退職が出るというような形で、そしてまた3分の1を採用すると。私の聞き及びますところによれば、今後50人ぐらいつ5年間ぐらいつ退職、250人ぐらいつ出るといような中で、そうすれば3分の1を採用していくといえれば75人が採用になると。実際の減員が175人ぐらいつが、5年間では少なくなるという中で、その中で基本的に本庁は当然これはスケールメリットですから機能強化といようなことになるわけでありませう。そして、8総合支所に私は基本的にそういういようなところで大幅な減員がなるといようなことで、先ほども話をさせてもらったとおりです。

そこで大切なのは、やはり明確な方針、先ほどはその方針ということに市長は触れなかつたよな気がするわけでありませうが、明確な方針が必要だとい。今後こういよなになるとい方針が必要だとい。そういう意味で、おそらく行革の推進といよなものをやろうといしているのではないのかなといふうに思ひませうが、どうかひとつ方針といよなものをきちんと出していただきながら、やっぱり合併といよなものを忍びながら決めたといよな市民にこたえるといよなことが大切であらうかと思ひませうので、どうぞひとつよろしくお願ひをしておきませう。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めませう。

市長（柳田弘君） それでは、伊藤議員の再々質問にお答えしませうが、明確な方針といよなことになりませうと、これは行革大綱の中で示すわけでありませうが、今お聞きしていませうと、人数が減るので、それを総合支所の方にしわ寄せしないよなにと何かそういふうにも聞こえませうが、これはさつき申し上げましたよな適材適所といよなことでありませうして、これは一概に総合支所を減らさないで本庁を減らせといよな意味なのか、そこは適材適所といよな判断の中で、それからもう一つは、行革大綱の中で示してまいりませうので、ご理解を賜りたいと思ひませう。

以上です。

議長（井島市太郎君） 以上で、17番伊藤順男君の質問を終了しませう。

この際、約10分間休憩いたしませう。

午前11時00分 休 憩

午前11時13分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きませう。

一般質問を続行いたしませう。19番齋藤作圓君の発言を許しませう。19番齋藤作圓君。

【19番（齋藤作圓君）登壇】

19番（齋藤作圓君） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと存じませう。柳田市長におかれましては、より具体的明確なる答弁を求めるといよなものでありませう。

最初に、私がこの一般質問をどのよな考え方でさせていただくの、少しお時間をいただきたいと存じませう。

まず、高度な世づくりの形成、高度な地域社会の形成を志す前提として考えさせられるのは、中国の孟子が言われたとする「善政は善教にしかず」といよな格言でありませう。

いい世の中、住みよく暮らしよい社会をつくるためには「善政」、いわゆる政治がよくなければならないということであり、その善政をつかさどるには、すべての教育機能を無視しては、その場しのぎの、こう薬的効き目しかなく、その回避はまさに善教でしかないであろうという格言であります。

学校教育を基礎とし、地域教育、家庭教育、職業教育、伝承教育、文明文化歴史教育等、生涯の教育を通じ学ぶ心が育って、人は教育によって初めて人となり、生きる能力は教育によって身につくと申されるゆえんだと存じております。そこに善教から善政へと新しい気風が生まれ、広く市民の力、知恵があらわれ、若者や女性の活力が伸び、学童、生徒、学生等の可能性が開発され、それぞれの持てる力量を反映し、発揮できる市政になってこそ本物の市政であり、本物の生きた善政治だと考えております。まさに一村一品運動の創案者であり実践者である、元大分県平松知事の政治手法はそれでありました。

物づくりも、地域づくりも、人であります。その環境は、旧由利郡や本荘市の歴史の中でも十分に整っている地域であると存じております。したがって、合併以降の市政は、市民の夢やロマン、知恵をいかに将来のために形にできるか否か問われる市政の現実であろうと思っております。

経済の不振、財政の不安だと言われる今日であっても、知恵のあるところには「人」も「お金」も「予算」も集まっております。特徴のある、個性のある地域社会の形成は、民意が、行政が、議会が、さらには首長の情熱と信念が将来を導くものと確信をするものであります。したがって、後に発表される基本構想から続く新総合発展計画（案）等については、少なくとも年次、数字、特に予算等の裏づけ、その戦略を明確なビジョンとし、責任あるアクションプログラムに策定しながら、新しい波をこの新市の将来に向けきっちりとした形で起こしていくべきとの考えでの質問であります。

さて、第1の質問は、秋田由利牛飼育の積極的拡大に関する施策についてであります。

秋田由利牛については、出荷頭数の少ない割には数多くの皆様方から絶大な評価をいただき、秋田由利牛の将来に対し、大きな励みとするべきと考えております。その評価される特徴の第1は、何と申しましても鳥海山ろくや出羽丘陵からの良質な牧草が深くかわり、胃袋のしっかりした丈夫な質のよい由利牛に仕上がっているという点であります。

第2点は、血統の組み合わせにおいて、JAと家畜人工受精師及び獣医師の相互協力により、資質系と増体系のバランスの優れた大型牛の生産を目標に改良を重ねてきた実績から、全国でも由利家畜市場の格づけは常に上位にランクづけされている事実であります。

一方、JA秋田しんせい管内の由利牛生産実態を見ますと、子牛の頭数は年間約2,200頭余り、その中で地元肥育牛としての保留もしくは販売実績は約300頭弱と、由利牛ブランドの確立となれば、極めて心もとない厳しい由利牛の牛肉生産状況に陥っているのが現状であります。

そこで大きい1の(1)での質問でございますけれども、現況の秋田由利牛の飼育実態をどう把握し、考察しているのか。

6月定例会における市長施政方針では、全国的に銘柄となっている秋田由利牛の生産

体制の強化を図り、生産拡大に努める考えを述べておられました。まさに同感であります。素案があると存じますのでお伺いをいたします。

(2)の でございますけれども、その拡大策の初年度はいつを想定しているのか、また、何年単位とする計画をお持ちか、最終年度をどう計画しているのかお知らせを願いたいと存じます。

次に、(2)の でございますが、それらの手法というものは、どのように取り組みを考えているのか。数字の積み上げに対する根拠はどうか、お伺いをいたしたいと思っております。

(2)の と でございますが、由利牛の生産拡大を事業として本格的に取り組むべきと思うが、予算総額を見積もるべきと思うが、いかがなものか否か、お伺いをいたします。

(2)の 番については、拡大策の中に由利牛の生産基地としての機能を有したモデル設置の考えはないものかどうかを伺うものであります。この件につきましては提言をさせていただきたいと思っております。

なぜかと申しますと、旧1市10町時代の長年にわたって由利牛の生産拡大は、地域住民の方々から、あるいは関係する方々から掛け声ばかりではないかとの反省からであります。したがって、その基礎づくりから始めなければならないことを政策に長期ビジョンとしてきっちりと受けとめるべきであると存ずるからであります。

そこで、旧由利町が事業主体でありました由利高原ふれあい農場、合併後は市が经营主体になっておりますが、平成13年より高品質枝肉生産事業を設定、平成14年度からは繁殖と肥育の一貫体系事業に力を入れ、近年におけるその事業成果は着々と実績を上げ注目をされております。

本事業においては、茨城県畜連の力をお借りをいたし、簡単でだれにでもできる肥育管理と繁殖一貫経営の技術導入を図り、事業を進めた結果、現在上物率も安定し、販売利益も向上、特に独自の飼養マニュアルまでこぎつけ、その効果を上げるに至っております。現況の秋田由利牛の生産拡大に対し、大きな技術の弾みであります。その技術でありますから、当然、増頭策の拡大も視野に入れ、長期的には民間委託レベルまで下げても経営が安定できる方策をも含め、由利ふれあい農場をモデル基地とし、後継者、担い手の技術訓練制度の設置を含め、後継者、担い手の資金対応策を図りながら進めるべきと思っております。出羽丘陵部や、あるいは鳥海矢島部にもそのモデル基地があってもしかるべきであります。全国でも有数の行政区として、それらにふさわしい由利牛の里づくりの拡大アクションを起こすべきときだと考えるが、いかがなものか伺いたいのです。

次に、大きい2番でございますが、鳥海山及び鳥海高原を核とする観光開発に関する将来計画についてであります。

先月14日、国土交通省より「観光づくり実践プラン」として環鳥海地域が選定されたニュースは、本市にとって今後の必要なインフラに大きく希望が開けるまことに喜ばしい限りであります。鳥海観光開発は、我々が心から鳥海を愛し、開拓すれば恩恵は無限であり、我々はその信念を持ち、そして鳥海の霊峰が我が由利本荘市にあることに誇りを持ち、対応すべきであります。雄大なるか大自然の、その恩恵をあますことなく活用

することこそ、この山ろくに生を受けた我々由利本荘市民の特権であろうと存じております。鳥海観光開発に対しては、6月定例会でも多くの議員の皆さんから提言やら質問がなされ、期待の大きさに改めて開発の必要性を感じた次第であります。当局といたしましても、方針としてその必要性を強力に訴えているわけでありますので、現時点でどこまで考えられたのか伺うものであります。その前に、大きい2番の(1)について、現柳田市長は旧本荘市長時代の平成3年、本荘由利観光推進協議会会長としてこの鳥海地域広域観光開発基本構想の「アクティブリゾート鳥海の形成を目指して」と題したB4版51ページからなる大冊を発刊いたしております。もう発刊してから14年になるわけであります。昨年度までは、その責任者でもあるわけでありますが、策定書発刊後の取り組みについては、旧市・町の年次計画についてそれぞれ事業の進捗が見られておりますが、策定書の意味する全体的に目標に対する成果はいかがなものであったのか伺うものであります。

次に、大きい2番の(1)についてですが、指針としてのアクションプログラムを策定する場合、現況の数字をどう見て、さらにどう拡大する数字をとらえようとするかであります。

新市まちづくり計画では、平成13年度の当地域の観光客数は約330万人で県全体の7.4%、宿泊客数は16万9,000人で3.9%と低い割合であることを述べております。

考察として、従来の発想にとらわれない滞在型を含め、あらゆる分野で一体となつての観光を通じ、地域の活性化を推進するとあるわけでありますが、平成3年の当時も同じ文言でつづられた基本構想であり、推進に対する不信が募るわけでありますので、伺うものであります。

(2)の(1)として、具体的に、本地域の観光分野に対する現在の誘客数330万人を、あるいは滞在者数16万9,000人を、何年くらいかけてその数字を拡大しようとする計画案をお持ちなのか伺いたいのであります。

次に、(2)の(1)としてであります。アクションプログラムで、例えば観光の根幹である道路、ルートをどうするのか、観光誘客等のターゲット照準をどこどこに絞り込んでいくのかなど、滞在型を本気で考えるとすれば、現状をどうすれば滞在型の観光と結びつけられるのか。広大な鳥海観光を考えれば、中央資本との提携を含めながら、農業から見た鳥海、林業から見た鳥海、水利用から見た鳥海、夏から見た鳥海、冬から見た鳥海、鳥海山ろくを含め子吉川との連携する鳥海、まさに宝の山であります。投資なくして効果は上がりません。予想範囲程度の数字を示したアクションプログラムでなければ、関係する皆さんの情熱が伝わらず、だれも責任を取らなくてもよい事業で終わることを危惧するものであり、アクションプログラムの考え方を伺うものであります。

次に、(2)の(1)についてであります。新総合発展計画(案)の観光振興の策定計画を18年度から10カ年を当初計画とする考えのようでありますが、その10年をどのように年次ごとに組む考えか、10年で鳥海観光の振興ができるわけでもなく、一体何年間くらいを最終とするのか、極めて重要であり、後世に引き継げる事業として、これは市長の決断をお聞きするものであります。

次に、由利本荘市日本海沿岸漁業の栽培養殖放流事業に関する将来計画について伺うものであります。

大きい3の本市漁業の位置づけについてであります。日本は、四面海に囲まれた島国であり、海洋国そのものであります。その中で本市にいたっても日本海に面した恵まれた条件のもとに位置し、その立地を生かした漁業を本市の重要な産業として位置づけるのは、まったく自然の流れであり、その振興策を明確にし、将来あるものにしなければならぬと思っております。新市まちづくり計画では、第1種漁港整備を図るとともに、サケ増殖、ヒラメ養殖、アワビ増殖、クルマエビ放流、魚礁設置等、育ててとる漁法の充実強化策をあげ推進を図ることは、まことに歓迎をされるべき施策であります。

しかし、現況にはさまざまな課題があり、その解決を図らなければ、振興策についても成果の向上は見られません。特に当局においても現況は十分承知している松ヶ崎漁港、西目漁港の漂砂、あるいは道川漁港においてもであります。この漂砂の解決がない限り、次の段階に取り組んでも事業効果として大変厳しい状況にあると思うわけがあります。航路断絶の回避です。漂砂のしゅんせつ費用でも、西目漁港においては670万円、松ヶ崎漁港においては1,039万円ほどであります。でありますから、当初予算合計で漁業振興策、維持修理等含めて3億9,000万円くらいの、これだけの予算では、漁業の産業確立はまことに心もとなく、漂砂をとめる防波堤延長は何年後かはかり知れません。早期解決の検討を望むわけではありますが、さらに新しい栽培技術導入もままならないのではないかと存ずるが、現況を伺いたいわけであります。

昨日、秋田の雄物川ですか、近くでも、ハタハタ漁の漁船が転覆をし、いまだ3人の方々が行方不明だというふうなニュースがあったわけでありまして、実は海上保安庁の方に連絡をした経緯の中では、西目の漁港においても昨日の9時半にハタハタ漁に向かう漁船が転覆をし、自力で難を逃れたというふうなことで命に別状はなかったわけでありまして、この転覆の原因もですね、実は漂砂による堆積によって波の状況が逐次変化をするというふうなことのようございまして、いかに漂砂の堆積しない、そういう状況を図るのが大切であるかというのが現況の西目漁港であり、あるいは松ヶ崎漁港であろうというふうに思っておりますので、どうかこの点はひとつよろしくご難儀をしていただきたいというふうに思っております。

次に、大きい3の についてでございますが、さきに述べた問題解決を図ればですね、本市の沿岸の特徴というものはまだまだ無限にあるわけでありまして。漁港湾内の栽培養殖漁業の導入だとか、また、西目漁港で行っておりますクルマエビの越冬管理の技術というものが成果を上げております。そういう明るい見通しであります。

しかし、いま一つ予算についても気になるのは、漁獲量に対する費用対効果的な予算のつけ方が、どうもこのごろ感じられてならないわけでありまして。したがって、考えられるのは、道川漁港の整備は、現在、県営事業で進められ、市の負担は10%であります。19年度からは本市に移管とのことのようにあります。そうなりますと負担額は25%の3億円ほどの持ち出し負担となるわけでありまして。この事業は、少なくとも松ヶ崎、西目両漁港の整備が完成するまで、県営の状態を継続していただくように特段の努力を払うべきであると考えますので、県段階の取り組みとして、島式漁港の海洋観光、栽培漁業のモデルとして推進するよう、その働きかけを強力に当局には進めていただきたく存じておるところであります。

いずれにいたしましても、由利本荘市の産業の一体化とする観光の相乗効果として、

山あり、川あり、海ありの個性を前面に出せる本市とするために、重要な産業としての位置づけのできる予算化を図られたいと思うのでありますので、市長の考え方はいかがなものか伺い、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 齋藤作圓議員のご質問にお答えします。

初めに、秋田由利牛飼育の積極的拡大に関する施策について、（１）の現況の秋田由利牛の飼育実態をどう把握し、考察しているか、（２）の具体的な拡大策については、関連がございますので一括してお答えいたします。

本市を初めとした由利地域は、優れた繁殖技術を持つ農家が550戸、2,800頭を飼育、やや減少傾向にあるものの、繁殖産地としては全国でも高い市場評価を受けているところであります。

一方、初期投資の多い肥育経営は取り組みが少なく、肥育農家数13戸、800頭と横ばい傾向にあることから、繁殖から肥育までの地域内一貫生産体制の確立が畜産振興に欠かせないものと認識しております。

拡大策の初年度は何年単位の計画か、最終はにつきましては、村上亨議員にお答えしたとおりであります。これまでは旧市・町ごとに策定してきた酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき振興を図ってまいりましたが、平成18年度から平成22年度の5カ年の計画となる由利本荘市酪農・肉用牛生産近代計画により増頭目標を掲げ、秋田由利牛緊急拡大事業創設などの計画を策定してまいります。

また、その計画の手法は、どのような取り組みか、数字の積算根拠、事業として取り組むとすれば、そしてまたの予算総額を見積もれるのかにつきましては、県では秋田21計画第3期素案において、「由利地域を繁殖から肥育生産の一大産地」と位置づけておりますので、今後、県並びに関係機関と連携を取りながら具体的手法や支援策を講じてまいります。

次に、モデルケースの設置の考えはであります。由利地域を秋田由利牛生産の一貫体系研究の核と位置づけ、新規就農育成や技術研修の場とし、生産技術向上の可能性を求めてまいります。

いずれにいたしましても、畜産振興には肥育牛等の増頭が重要であり、早期に計画策定と支援策を構築してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きい2番の鳥海山及び鳥海高原を核とする観光開発に関する将来計画について、（１）の鳥海地域広域観光開発基本構想発刊後の成果についてであります。平成3年3月に当時の1市10町により構成され、私が会長でありました本荘由利観光推進協議会で広域観光開発基本構想「アクティブリゾート鳥海の形成を目指して」を策定しております。

この基本構想では、自然環境に配慮し雄大な自然や歴史・文化を生かした広域観光を提唱し、地域特性を生かした整備を進めることとし、旧1市10町が手を携えて構想の具体化に向けて取り組んでまいりました。各市・町の有する大小さまざまな観光関連施設や自然や文化・歴史、祭り、イベントなどの観光資源を検証し、地域を5つのブロック

に分け、1つは海洋性スポーツ・レジャーゾーン、2つ目は歴史文化を訪ねるゾーン、3つ目は山岳高原スポーツレクリエーションゾーン、4つ目は高原グルメ・ヘルシーゾーン、5つ目は都市機能ゾーンと位置づけ、それぞれの地域の持つ特性を生かした観光拠点や施設整備計画を作成したものであります。

既存施設の機能の充実や将来構想を盛り込み連携のうえ、各市・町において事業を進めてまいりました。計画が実現に至らなかったものや長期計画として今に引き継いでいるものもございますが、おおむね実施されております。

合併時に協議された新市まちづくり計画と平成18年度に策定を予定しております観光振興計画をもとに、事業内容を検討し、実現に向け鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

次に(2)の指針としてのアクションプログラム、現況の数字拡大、はアクションプログラムについて、の年次ごと及び最終年度についてお答えしますが、現在、秋田空港と庄内空港が約130キロの比較的近距離にあり、相互に活用しやすい状況になっております。

平成19年までには、日本海沿岸東北自動車道が岩城インターチェンジからにかほ市まで開通の予定でありますし、一方、内陸部からも湯沢横手道路が横堀まで延伸するなど、本市への観光客の入り込みは必ずや伸びるものと思われまますので、早めの拠点整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

の現況の数字拡大についてであります。近年の本市への観光入り込み客数は、年間約330万人程度の横ばいとなっております。このうち宿泊者数については、18万人台と小幅ながら増加の傾向にあります。

観光客の将来目標数値をどのように拡大していくかについては、今後策定します観光振興計画の中で設定してまいりたいと存じます。

次にのアクションプログラムにつきましては、鳥海高原エリアの誘客機能充実のため、既存施設の整備に加え、新たな観光拠点を整備してまいります。バンガロー等の簡易宿泊施設の建てかえ事業、木の香る環境整備事業としてウッドチップロードの設置、花立牧場公園の整備、テニスコート等の整備、観光案内板・誘導看板整備、スキー場のリフト更新等を計画しております。施設の整備を行い、通年型観光地となれるよう努めてまいりたいと考えております。

昨日、佐藤俊和議員のご質問にもお答えしたように、鳥海高原地域において、雨天時や冬期間でも楽しむことのできる機能を持った施設整備を計画してまいりたいと存じます。

次にの年次ごと及び最終年度についてであります。既に本年度ケビンの建てかえ等に着手しているものもございます。今後については、新市まちづくり計画や、来年度策定予定の観光振興計画に沿い、計画を進める予定であります。

これらの事業計画を推進してまいるためには、膨大な予算措置が必要となりますが、国や県との協議を重ねまして、できる限り、国・県の補助や合併特例債、各種地方債を最大限活用して、事業展開してまいりたいと存じます。

また、事業実施に当たりましては、事業内容、事業費ともに慎重に検討を重ねて実施を目指してまいりたいと存じます。

次に、大きい3の由利本荘市日本海沿岸漁業の栽培養殖放流事業に関する将来計画について、本市漁業の位置づけについて と は関連がございますので一括してお答えしますが、初めに、 の栽培漁業の現況、技術はについてであります。本市の栽培漁業は、岩城地域のヒラメ、松ヶ崎のアワビ、西目地域のクルマエビなど、これまで各地域で特徴ある漁業を目指して、研究と努力を重ねてきております。それに対し市でも、魚礁や各種増殖場の整備などのほか、研究団体等への助成や、市独自の稚魚放流などを行い、水産業の振興に努めてまいりました。

昨日、今野晃治議員にもお答えしましたように、これまでの研究・努力により、その成果が徐々にあらわれてきており、近い将来、市の特産品として確立できるよう努力してまいります。

また、水産物養殖研究を実施している西目水産研究会や松ヶ崎漁業近代化ゼミナールなどの団体では、先進技術の習得のため、先進各地への視察研修を行い先端技術を学ぶとともに、県水産漁港課や秋田県水産振興センター、県漁業協同組合とも連携しながら調査研究に邁進しており、市でも機会あるごとに研究に係る最新情報を提供してまいります。

次に、 の本市沿岸の特徴を出すべきではないかについてであります。ご案内のように本市は恵まれた自然環境にあり、その中ではぐくまれた水産資源は、観光とタイアップすることで、その相乗効果は、はかり知れないものがあると思われま。

ヒラメやアワビ、クルマエビなどの特徴的な水産物に加え、コイやヤツメ、アユ、イワナなどの淡水魚も、これからの市の特産品として確立できるよう広くPRしてまいります。

そのためには、まず海の「港まつり」や川の「カニまつり」を初めとする、各種イベントを最大限に活用しながら、本市の水産資源を市内外に発信してまいります。

いずれにいたしましても、この間の漁業関係者の努力の成果が、水産業の振興に大きく寄与しており、本市の特徴的な水産資源を各地に広く発信することで、将来を見据えた計画的な漁業振興策を講じてまいりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

なお、先ほど齋藤議員から西目漁港において、ハタハタ漁の方が船が転覆して遭難された。幸い人命には影響なかったということが幸いではあります。事故に遭われた方々にお見舞いを申し上げまして終わります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 19番齋藤作圓君、再質問はありますか。19番齋藤作圓君。

19番（齋藤作圓君） 私の質問は、緊急性のあるものでもないし、あるいはまた拙速に回答を求めるものでもありません。ただ、せっかくこのようにして1市7町が大同合併をし、そして将来あるものにしようというふうな状況下の時節でありますから、少なくとも市民の方々に、この地域の特徴、あるいは個性、そういうふうなものを抱かせて、そしてこれから先の大いなる由利本荘市の発展にするべきだというふうな観点から質問を申し上げておるわけではありますが、二、三もう一度お願いをいたしたいと思っております。

と申しますのは、由利牛の問題であります。この東北管内には、それぞれ特徴を持った和牛の産地があるわけであり、その1つは、岩手県の前沢牛であり、山形県の米沢牛であり、宮城県の仙台牛であり、福島県の福島牛であります。たまたま青森も大分数

字を伸ばしておりますけれども、極端に秋田の和牛というのは、あるいはまた秋田由利牛というのは数字が低いわけでありまして。それはもう関係する方々のご案内だと思っておりますけれども、岩手県にすれば10万8,000頭ぐらいの頭数でありますし、山形であれば3万7,400頭ぐらい、仙台であれば9万8,000頭ぐらいです。秋田は和牛は2万2,600頭ぐらいの数字が今出ておりますが、隣りの青森にしても、それでも5万6,000頭はある。あるいは福島にしても8万6,000頭もある。こういう現況の中で、先ほど市長から説明ありましたように、第3次の一大畜産計画の方向にあるとは申しまして、やはり現況の畜産後継者、あるいはまた担い手の現況を見ますと、極めて厳しい状況にあるのじゃないだろうかというふうに推察をされるわけでありまして。したがって、やはり私は、せっかくですね、由利原のふれあい農場のような優秀なモデルがあるわけでありまして、そういうモデル基地化としてですね、3つぐらいの基地に分けて、そして少なくとも由利本荘市の由利牛の生産拡大は、やっぱり他と違うような形での方向性を見出していかなければ、今までとなかなか現状変わるものではないんじゃないだろうかというふうに思っておりますので、基地化がすべてではございませんけれども、それよりいい方法があればもちろんやらしてもらいたい必要もあるわけですから、基地化がこれから先、1つはせっかく由利原にあるわけですから、基地化がこれからの一つの核になれるような、そういう行政としての、あるいはまた行政とJAとタイアップした形ができないものかどうかというふうなことをもう一度伺いをいたしたいというふうに思っております。

それから、先ほど申し上げましたように鳥海観光開発というのは、これは無限大でありますし、最終年度があるわけではありません。ただ、あるとすれば、少なくとも何年度まではこの事業は絶対にやらなければ観光開発はならないというぐらいの覚悟があつてしかるべきじゃないかどうかということをお伺いしたいのでありますので、その点、市長、よろしく願います。

それから、私が通告したのものには、日本海沿岸の漁港の漂砂の部分は活字では抜けておりましたので大変失礼をいたしましたと思っておりますが、しかし、現況ということになれば、それはおのずから漂砂の部分は出てくるはずなんです。現況どうなのかということですから。それが出ておらないということですから、現況のこの漂砂が解決しなければ、極めて厳しい沿岸の漁業になるということは目に見るよりも明らかなんです。それをもう一度きっちりお知らせをいただきたい。

この3点、よろしく願います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 齋藤議員の再質問にお答えしますが、その前に齋藤議員から地域の特性のこと、地域の方々が地域の特性を十分知ってらっしゃるかということ、必ずしも地域にはこういういい場所がある、こういういい食べ物がある、こういういい店がある、必ずしもわかってないのが実態かと思っております。これは何も由利本荘市に限らず、どこもそういうような傾向があると思っておりますが、これから広報、あるいは口伝で、地域にはこんないいものがあるよと、みずから外に向けて発信できるような、そういうふうな風土をつくっていかねばならないのではないかなというふうに思っています。

それで、由利牛のことでございますが、由利牛は大変私たちは日本一由利牛はおいしいというつもりであります。しかしながら、ただいま齋藤議員のように前沢牛初めさま

ざま並べてありまして、その頭数についてハンディがあるなというふうなことでございますので、私たちは由利牛、県の方でもこの由利牛ということを入るとこういうことでございますので、さらにその手法等について、例えば由利原をモデルにするとか、そうしたことについて鋭意研究、検討してまいりたいなと、こういうふうに思います。

ところで、由利牛について、鳥海の方と相模市農協ですか、やっていますけれども、相模市の方が鳥海に子牛を買って鳥海で育てていると、こういう点もあります。そうすると、こちらの方の担い手っていいですか、要するに経済力の問題でそうなるのか、その辺のことなどもさらに分析をしながらですね、どのような手法がいいのか。私たちはいつも子牛をここで生んで、そして外へ出す。それが由利牛となって全国に結構販売されているやに聞きましたんですが、そのような実態をこの間、鳥海自治区長と相模市に行ってその実態を私初めて知りましたので、これからの由利牛の問題について、地域が潤うように、そして由利牛の頭数がこの由利の地にたくさんふえるように、そうしたことも考えていきたいなとこういうふうに思います。

それから、鳥海の観光開発のことではありますが、これまでご承知のとおり1市10町で鳥海観光とはいいいながら、1市10町でそれぞれの鳥海に対する思いなどございまして、その鳥海の観光が進みはしましたけれども、必ずしも十分ではなかった。当時の小畑勇二郎知事が「鳥海に始まって鳥海に終わる」と、こういうふうな名言を残したわけがありますが、名言に終わってしまったというふうなことであります。ですから、観光事業というのはいかに難しいのかということだろうと思います。鳥海に対しての投資が少なかったと言えればそれに尽きるわけではありますが、これから国の方から鳥海の観光について指定もありましたので、弾みがつくと思います。そういう意味で、鳥海の観光についてこれから計画を立て、県・国に対しても理解あってよしやるぞという意気込みを私たちが示し、そして県も国もやるというふうな、そうした意思の疎通を図りながら頑張ったいなとこういうふうに思います。

それから、漁港の漂砂のことではございますが、これはやはり本荘漁港も西目も岩城もやはり日本海の岩礁のないところでもありますから、当然、漂砂との戦いだと思えます。こういう地形に漁港のできたところは、どこも同じような状況です。しかしながら、先ほど申し上げましたように、昨日も申し上げましたが、今着実に漁港からクルマエビだとか、あるいはアワビだとかヒラメだとか成果が上がっています。そういう意味では、その漂砂対策をこれから、戦いになるわけではありますが、財政的に厳しい中での予算を割くわけではありますので大変厳しいわけではあります。やはりこういう海を持って近くに魚がとれない、そうしたことは私たちのある意味での怠慢につながるというふうにも思いますので、漁業の振興について頑張ったいなと思えます。

これまで各町で漁港の持っている町は真剣だったけれども、漁港のないところは関係がないとは言わないけれども、非常に関心が薄かったんですが、今度、由利本荘市になりましたので議員各位がやはりこの漁業について大いに関心を持っていただきたいものこのように思いますし、市としましても今ある3つのせっかくの、3つの港が生きるように努力したいこのように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 19番齋藤作圓君、再々質問はありませんか。19番齋藤作圓君。

19番（齋藤作圓君） ただいま市長から私見を含めていろいろお話しありましたが、鳥海観光につきましては、前の小畑知事が「秋田の観光は鳥海に始まり鳥海に終わる」と言ったのは、あれは昭和40年、もう40年たっているわけですから、市長さん、市長です。市長、名言に終わることなくひとつ頑張っただけでやっていただきたいと思います。

それから、漁港の点はですね、これは象潟方面は岩礁域です。仁賀保からこっちの秋田寄りの方は砂浜域というふうなことで、おのずから地形が、海底が違うわけでありませうけれども、しかしながら金浦漁港は漂砂で永年随分と悩んできた漁港であります。なぜ金浦の漁港が今日漂砂に悩まされなくてもいいようになったのかと。これはそれなりの改良を加えてきたからであります。100%漂砂を避けるという意味じゃなくて、少なくとも航路の邪魔にならないぐらいの条件づくりは早急にやはり取り組んでいくべきだというふうに思っておりますので、どうかその点も加えてもう一度ご答弁お願いいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 齋藤議員の再々質問にお答えしますが、鳥海の観光について、名言とは迷いの「めいげん」でなくて、名言で進むように頑張りたいとこのように思います。

それから漁港につきましては、金浦の例もございますので、漁港のそうしたしゅんせつ、それから漂砂対策について、これからも取り組み、海に恵まれた、漁業に恵まれた地域という由利本荘市の構築を目指してまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上で、19番齋藤作圓君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時01分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。24番加藤鉦一君の発言を許します。24番加藤鉦一君。

【24番（加藤鉦一君）登壇】

24番（加藤鉦一君） 一般質問も最後になりました。私もこのたび初めて市議員に当選をさせていただきまして、まだよく雰囲気になれないといいますが、そういう感じを持ちながら、この演台に立たせていただいております。非常に初めてということもあり緊張しておる状態です。

私自身、合併協議の際にもこれまでさまざまかかわらせていただいた経緯もございます。そういう意味では、新市まちづくり計画、これをいかに実現をしていくのか、責任の一端を感じながら、またその実現が由利本荘市の市民の幸せにつながるという、そういう視点に立って、通告に従いまして主に新市まちづくり計画の重点施策について質問させていただきます。

私自身、由利本荘市に住んでいながら、合併してみても初めて各地域、あるいは集落を回ってみて、やはり1,209平方キロメートルというのは、本当に広いということを実感いたしました次第であります。これは市民の皆さんも広い広域合併であるということとはご存じなわけでありませうけれども、実際に回ってみますと本当に広い。改めてその

広さを実感するとともに、まちづくり計画の基本理念にありますように、豊かな自然に抱かれた風土の中で、いかにこれまで培ってきた地域の特性、あるいはポテンシャル、潜在力を生かして、新市として一体性の確保、よく出てくる言葉であります、一体性、そしてまたこの地域全体の発展、いかに図ることが大切であるかという認識を新たにしました次第であります。

そこで、まず第1点目に、この一体性と、また逆行するような形になりますが、狭い地域、狭域の自治の充実と地域内分権についてお伺いをいたします。

先ほど申し上げましたように、大変本当に広い面積の由利本荘市であります。しかしながら、市民の皆さんの毎日の生活というのは、やはり今住んでおられる、その地域が生活基盤であるわけであり、新市のまちづくり計画のこの重点プロジェクトの中に、狭域、狭い地域の地域づくりについてもきちんと触れられておりますが、やはり私は身近な介護、福祉、あるいは身近なまちづくり、あるいは防災、そういった住民生活に直結するようなセーフティーネット、こういうことに社会的なセーフティーネットが必要なものについては、やはり小回りのきく行政、つまり小規模単位の方がうまくいくということもたくさんあるわけであり、住民との協働、参画を拡大する方向づけは、新市まちづくり計画施策にもきちんと記載をされておりますので、その拠点となる地域自治区の拠点機能をいかに発揮するかが、今後の住民自治の充実発展につながっていくというふうに思うわけであり、

それから、私は実際市内各地域を、あるいは集落を回ってみて、ここ数年の間に我々が考えている以上に一人暮らしの高齢者、あるいは高齢者だけの世帯が非常にふえているということを実感をいたしました。あるいは「老老介護」も非常に目立ってきているなという認識を新たにしました次第であります。特に、これから介護保険も在宅介護が中心となる中で、やはり住み慣れた地域で安心して生活をし、介護度の高い方を中心に支援する政策もいずれ早期にこれは検討課題になってくるのではないかなというふうに実感をいたしました。

このような市民の多様なニーズに対応するには、おのずと、きのうきょうと議論されておりますように、行政においては財政的にも、あるいは人的にも限界が出てまいります。そういう面では、この地域自治区の機能を強化すると合併のスケールメリットが半減する、二重行政の弊害が噴出するのではないかなという一面の懸念も確かにありますが、私はこの広域化のメリットをそがない範囲で最大限狭域化のメリットを最大限生かすべきである。住民自身が決めることが望ましい領域は、思い切ってコミュニティレベルに分権をするなどの分権化をより進めるべきであるというふうに考えるわけであり、いかがお考えでしょうか。

それに伴って、2番目として、地域支援制度の立ち上げについて見解を伺いたいと思います。

自信と誇りを持って住民が主体的に実施する事業、例えば保険福祉、あるいは健康などの推進を図る、あるいは地域の伝統文化、あるいは安心・安全の地域づくりの推進や、あるいは地域の生活環境の改善、子供の健全育成、あるいは特性を生かした産業振興、さまざま考えられるわけであり、そういうやる気のある地域、団体、そういう方々に新たな助成制度を設けるなどの地域支援制度を立ち上げることが必要ではないか

というふうに考えるわけではありますが、市長の見解を伺いたいと思います。

先般の議会全員協議会でお話があり、本日配付されました、追加提案をされております総合発展計画、基本計画については、お話しありますように新市まちづくり計画が基本になりますので、計画にあるように「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」の将来像のもと、7つの基本方針と重点プロジェクトをいかに実現していくかが今後の行政展開に必要不可欠であり、やはり数年後、あるいは5年後、10年後、合併してよかったと言われるようなまちづくりにつながっていかなければならないというふうに考えるところであります。そのためには当局はもちろんのこと、我々議員一人一人においても、一人一人がやはり政治機関でありますから、やはり我々一人一人がそういう合併効果を生み出そうとする意志があれば、私は可能であるというふうに考えるところであります。

そこで、新市まちづくり計画にあります重点プロジェクトについては、そのまま発展計画のまちづくりにおけるプロジェクトとして掲載されるようでありますので、相互に関連する分野も多いわけではありますが、重要かつ迅速性も求められるものと思われまので、数点についてお尋ねをいたします。

重点施策の中の第1点は、シティー・アイデンティティー、新市の一体性、C Iであります。そのC Iづくりプロジェクトに関する視点であります。そこに記載されている文章の中に、「新市としても一体性の確立は、新市の対外的なPRのみならず、住民、行政が一体となったまちづくりを進めていくためにも欠くことのできない重要な戦略の一つであり、新市としても一体性の確立を通して職員の意識改革を図り、住民に対しては帰属意識と連帯感を醸成し、誇りと自信を高めてもらえるように推進する」というふうに記載されておまして、特に精神面、行動面、視覚面の3点を基本イメージとしてとらえております。そこで、そのC Iの礎となる基本条例の制定について伺いたいと思います。

今日、私ども地方自治体は地方自治法や個別法、あるいは条例によって運営されております。しかし、各自治体にローカルルール、つまり自治体の憲法に当たるものはないわけであります。特に私どものような合併自治体においては、まちづくりの基本方針、あるいは執行機関や議決機関、財政運営、さらには住民との関係など自治体の運営ルールなど基本的な事項を定めることによって、自治運営の仕組みがわかりやすくなる、あるいは行政運営の根拠が明確になり、住民参画のルールができるなど、全体として住民自治の高揚が期待されるメリットがございます。合併自治体がどのようなルールで運営されるのか、法的にはないわけありますから、みずからつくるしかないというのが今日の状況であります。

そういう意味では、他の条例を縛るという意味では「条例の条例」とも言われますが、総合条例である(仮称)由利本荘市自治基本条例を制定することが、これからの一体性、C Iを進める上でも必要と思われまますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、協働のまちづくりの推進についてであります。これらについてもきのうきょうとたくさんの質問が、同じような質問が出ておりますが、私からも質問させていただきますが、人づくり、地域づくりプロジェクトに関しては、ここにも記述にありますように、「住民自治組織の活動内容や組織運営は、各地域においてもこれは千差万別であ

り、新市において活動内容や組織運営の統一をすることは困難である。したがって、それぞれの地域の独自性を生かしながら、各地域において段階的に住民組織のレベルアップを図り、活動を通してそれぞれの魅力を高め、地域を支える人づくりを進める」というふうにあるわけでありまして、私もそのとおりだと全く同感であります。

そこで、この人づくり、地域づくり重点プロジェクトであります。やはりこの市内各地域においては先進的な取り組みをされている団体や地域、組織がたくさんあるというふうに思います。そういう地域の事例を発表する場などを設け、お互いにやはり切磋琢磨することが大事ではないか。そしてお互いにいい意味での刺激を受けることが、今後のやはり一体性の推進の上からも必要であるというふうに考えるところであります。

我々は、戦後、この高度経済成長時代を含めて中央集権体制の中でナショナルミニマムが構築され、やはり我々そうでありましたが、何でも役所に言えば、役場に言えば、あるいは市役所に言えば、何となく何でも何とかな時代、高度経済成長時代というのがその背景にあったわけでありまして、そういう時代を我々は50年近くにわたって、体験をしてきているわけでありまして、今日もまだ私はその延長線上にあるというふうに思います。しかしながら、時代は中央集権から地方分権へ、法律は一括法が施行されておりますが、実態というのは財政分権がなされず、全く財政的にまだ不透明な状況にある。しかしながら、やはり地方分権というのは好むと好まざるとにかかわらず、先般の三位一体改革に見られるように、不透明なままで進んできております。そういう意味では、これから地方交付税改革が次の三位一体改革の矢面に立っているというのが、今日の状況であります。どう考えても財政も地方交付税を含め厳しさを増してきております。やはりこの由利本荘市というこの新市誕生を契機に、やはり市民の皆さんにもみずからの地域の課題、あるいはコミュニティに積極的に取り組んでいただけるような体制をつくる。そういうことが、人づくりであり、地域づくりにつながることは間違いのないことであるというふうに思いますし、そういうことを通して豊かさを実感できる市民社会、地域社会ができるというふうに考えるところであります。

新市としての本格的なこれから予算編成に入ることになります。開かれた行政の推進、あるいは行政との協働のまちづくり、非常にたくさんのそういう言葉は出てくるわけでありまして、具体的にどのような形でこの協働のまちづくりを予算編成を控えて推進されるのか、改めてお伺いをいたします。

次に、この企業誘致と観光振興、これも重点プロジェクトであり、きのうきょうと多くの同僚の皆さんからもこの点についてもたくさんの同じような趣旨の質問が出されてありまして、市長よりも明快な答弁がされております。同じような質問が多く出るといことは、それだけやはり市民の皆様の声为背景にしている議員でありますから、当然それだけ世論はそういうものを求めている、政策に反映していただきたいという、そういう思いが多く議会からも議員の声として出るだろうと、こういうふうに思うわけでありまして、私もダブるわけではあります。そういう思いで趣意書に従って質問をさせていただきたいと思っております。

やはり何といたしても、この働く場所の確保、これは大変大きなやはり課題であります。次の時代の若い皆さんに定住していただけるような雇用の創出、これはこの地域だけではなくして、特に秋田県においても県政の大変大きな課題であります。定例議会、

初日に市長より、本荘ハローワーク管内における有効求人倍率についてもお話しがございましたが、たしか0.52倍というお話しがあったわけでありましたが、改めてやはりこの厳しい雇用環境にあるという思いをした次第であります。

さて、このことについてもご質問が前にあったわけでありましたが、県で造成した本荘の工業団地、用地面積が27万平米というふうに調べておりますけれども、このうち1万1,000平米が取得されておるようでありましたが、本当にまだまだ余裕のある状況であります。私もきのうきょうの議論を聞きながら、本当にこの製造業の拠点で、電子関係、あるいは製造業の拠点であるこの地域が、一体どういう企業を誘致するのかということについては非常に悩ましい部分があると思うんですが、秋田市に集中しがちなコールセンターの誘致などについても、可能であるというふうに思うわけでありましたが、これらについて県とのもちろん連携は必要だとは思いますが、取り組んだらいかがかないうふうな思いをしているところであります。

また、そういう働く場所を創出するために、新市でも企業誘致課を設置しているわけですが、まだ9カ月足らずであります。きのうきょうの質問の中で、市長が一生懸命そういう企業誘致については渾身の努力を払う、こういう答弁がなされておるわけですが、今後、この企業誘致課を中心にどういう働きかけをしていくのか。やはり私は、これは趣旨書に書いてないわけでありましてけれども、やはりこの市のリーダーである柳田市長がみずから企業の、市内の企業の経営者の皆さんとの懇談はもちろんであります。特に市内においては本社をこの市内に持たない誘致企業等もあるわけでありまして。ぜひそういう市外に本社を持っている企業をぜひ顔を出して訪問して信頼関係を築いていただきたいなというふうに思います。やはり企業誘致は、これはフェース・トゥ・フェース、市長みずからのそういう意気込みで、私は企業との信頼関係は増すものだ。それが必ずや企業誘致にも結びついてくるものではないかなというふうに確信をしておりますので、今後ともそういうひとつ働きかけを大いに頑張りたいというふうに思うところであります。

また、これも既に何回となく、きょうきのうと本会議で一般質問にも出ておりますが、海、山、川など豊かな自然、歴史伝統文化を生かした観光産業が有望だと。そして、先般の国土交通省の指定、魅力的な地域づくりをハード、ソフトの両面で支援するという「観光地域づくり実践プラン」、これも既にきのうきょうのお話しがあったわけでありまして、特にやはり今までのそれぞれの市、町が検討して観光産業、あるいは入り込み客を図るためにさまざま努力をしてきている。これをいかにやはり面に結びつけていくのか、こういうさまざまな魅力を私は連携によって、1足す1が2になるのではなくて、3か4になる。午前中の一般質問でもございましたけれども、地域の食、そういう付加価値を高めることによって、観光客の誘致というのはさらに有望であるというふうに私は思います。

実際、日本海沿岸高速道の岩城インターが開設されてもう数年になるわけでありまして、内陸部からの皆さんの利用も年々ふえてきております。それは、やはりその地域のインターを利用していただくような、そういう誘導策といいますか、PRといいますか、そういうことによって確かに増加をしてきている。私はやはりその、これから19年には、にかほ市まで高速道も供用開始される。しかも、これは私は非常にラッキーではないか

なと思うわけでありますが、特に新直轄によって岩城インター以南、象潟まで来ても無料になる。これは今後の観光開発にも大変大きな弾みになるものだというふうに思います。グリーンツーリズムやウオーキング、トレッキング、あるいは海水浴や温泉、釣り、ゴルフなどの体験型観光へ大きく踏み出すチャンスであるというふうに思っております。

特に、私は鳥海山ろく線・おばこ号については、開業して20年になる。報道によりまして、輸送人員が減少し苦戦をしてきているというふうなお話しも伺っておりますが、やはり沿線住民の足であるとともに、観光面においてもこの鳥海山の裾野に広がる田園風景を眺めながら、いろんな温泉、観光施設、あるいは歴史、文化を含めて鳥海山の魅力を十分に引き出しながら、さまざまなパック商品といたしますか、そういうことも十分私は可能であるというふうに思います。きのうもテレビでやっておりましたが、「五能線」というのが今歌で非常に好評を博しておるようではありますが、確かにリゾート白神という、あの五能線を走る電車が非常に今人気を博しております。私は将来的には、一つの夢みたいなものだと思いますが、リゾート鳥海を走らせたらいかがなものか。これは羽越線からの乗り入れというのは非常に難しい面もありますが、私は不可能ではないと思います。そういう下ごしらえをして準備をしながら、そういう定期的なリゾート鳥海を秋田から運行されるような、そういう魅力のある観光づくりをぜひ推進をしていけたらよろしいのではないかなという思いをしながら、観光についてもご意見を述べさせていただきました。

重点プロジェクト数点についてお話しを、一般質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 加藤議員のご質問にお答えする前に、加藤議員におかれましては、これまで町長として、そしてまた合併協議会の副会長として合併の推進に大変ご尽力をいただき、この由利本荘市を誕生させていただいた功績は大きいものと思います。今、立場は異なるとはいいながら、加藤議員の意識と私の意識は何ら変わることはないところであります。そういう意味でも、ただいまのご提言、深く感謝申し上げます。

それでは、ご質問に対する答えをいたします。

最初に、1の狭域の自治の充実と地域内分権についてであります。ご案内のとおり新市まちづくり計画の基本方針には、「地域の住民自治組織・コミュニティの強化」「開かれた行政の推進」「住民と行政の協働によるまちづくりの推進」がうたわれております。

その具現化において、合併による住民の不安を解消するための対策の一つとして地域自治区を設置し、支所機能を充実させるための総合支所方式の採用、さらには旧市・町単位に地域住民からなる地域協議会を設立し、地域自治区ごとにこれらの組織を通して、全体的な政策に反映させていかなければならないと考えております。

また、多様な住民ニーズに対応するには、応益公平の観点や財政的な限界もありますので、地域住民がみずから行うことが可能なものについては、地域住民にお願いしていきたいと考えますし、アウトソーシングの可能性のあるものについては、コミュニティ組織やNPOなどへの民間委託の方向性を検討・研究してまいりたいと存じます。

次に、2番の地域支援制度の立ち上げについてお答えします。

新市が将来像として定めた「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」の実現のためには、住民一人一人が主体的にまちづくりに参加することが不可欠であります。

新市のまちづくりにおいて積極的な市民活動をサポートする制度が必要と判断し、みずからが企画・実施する市民による地域振興活動について、全市統一的に支援を行うため、地域振興事業補助金要綱を作成しております。

この要綱は、市民が創意と工夫をもって地域の活力や魅力の創造のために行う事業を実施するグループ・団体に対し、その経費の一部を助成するもので、平成18年4月1日より施行してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、3、自治基本条例についてお答えします。

このことにつきましては、さきの9月定例議会で本間議員のご質問にお答えしておりますが、まちづくりの基本方針を初め、自治のあり方や住民の参画等の役割分担を明確化し、市民と行政が一体となったまちづくりのために共通理解を保つことは重要であり、条例化も一つの手段であるとは認識しております。

しかしながら一方では、各地域それぞれの個性、特色を生かしたまちづくりも必要であり、条例化によって画一的なものにしてはならないものと考えてるところであります。

いずれにいたしましても、市民と行政が共通認識を持ち、一体となったまちづくりの意識の醸成が重要であることから、みずからのまちづくり推進について、地域協議会等で十分に議論を深めながら、その方向性を探ってまいります。

次に、大きい4の協働のまちづくり推進についてお答えいたします。

合併後の広範な地域を支えるのは、住民と行政の強いパートナーシップによる地道な活動にあります。住民と行政が新市のあるべき姿をともに考え、地域内に生ずるさまざまな課題に対し責任と分担を明確にしていくことが必要であります。

このため、住民自治組織の充実強化の観点から、平成18年度より住民自治活動支援交付金制度として統一して、新たな地域社会づくりの実践を目指してまいります。

この制度は、コミュニティ組織としては最小の単位である町内会等の住民自治組織の活動に対し、戸数に応じて一定の交付金を交付して、自治活動の活発化とともに市民のまちづくりへの参加意識の醸成を図ろうとする目的をあわせ持っております。

また、協働のまちづくりを実践するためには情報の開示が重要な要素ともなりますので、ご質問にあるような先進的な取り組みについて発表する機会を設けるなどして、情報共有活動の推進を検討してまいります。

いずれにいたしましても、分権時代において市民要求型から市民活動型の社会へと移行する中で、「住民参加の協調と思いやりに満ちたまちづくり」を市民の皆様と実現してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、大きい5番の企業誘致と観光振興についてお答えいたします。

初めに、企業誘致についてお答えしますが、県が造成した本荘工業団地は、本地域が電気機械器具製造業に特化していることから、その集積を目指した団地であります。現在3社が入居しており、その面積は2万9,164平方メートルで、分譲可能面積は24万6,622平方メートルと、期待された企業の誘致は経済の低迷もあってなかなか進んでいないのが実情であります。

コールセンター誘致についてであります。本県では平成8年に県の誘致企業第1号が誕生し、その後、県や秋田市の後押しもあって、この2年間で新たに4社が進出し、今では1,000人を超える雇用者を擁する産業となっております。

しかし、秋田市ではコールセンターへ優秀な人材が多く流れ、他の企業に影響を与えるため助成制度を打ち切るなど、誘致抑制を図っております。また、全国各地でも撤退するコールセンターが出てきており、既存コールセンターの定着を図る方針に方向転換されてきております。このような状況から、本市といたしましては、当面、積極的なコールセンター誘致には慎重を期してまいりたいと考えております。

また、今後の企業誘致課の取り組み方針についてであります。さきにお答えしました今野晃治議員と重複しますが、今まで構築してきた企業とのつながりを継続し、新たな企業とのつながりを積極的に進めるとともに、産・学・官の連携をさらに深め、地縁・血縁等合併によるスケールメリットを最大限生かし、粘り強く企業誘致活動を続けてまいります。

次に観光振興についてであります。このたび環鳥海観光交流空間推進協議会の「観光地域づくり実践プラン」が国交省の認定を受け、この後、各事業ごとのアクションプログラムの作成を行いまして、3月まで国に提出することとなります。このプランは、秋田・山形両県にわたる鳥海山ろくを一体化した観光振興プランでありますので、3市1町と関係民間団体が今まで以上に綿密な連携を深めながら事業展開を進められることとなります。

この「観光地域づくり実践プラン」により広域観光が進められますと、鳥海山ろく一帯の観光地や観光施設が相互に生かせるようになりますので、それぞれの立場で最大限魅力を出せるよう努めながら事業の実施を図ってまいります。

平成19年までには、日本海東北自動車道が鳥海山ろく近くまで延び、さらに湯沢横手道路が国道108号本市入り口近くの横堀まで結ばれます。このためにも、観光拠点の整備を早期に進めるとともに各方面へのPR活動にも力を入れてまいりたいと存じます。

近年、特に自然の中に癒しを求める観光が脚光を浴びてまいりました。トレッキング・野外スポーツ活動など鳥海山ろくはまさに適地と言えますので、この点を売り物として観光振興に努めてまいります。

ご提言のありました、列車運行とのパック商品につきましても今後関係機関と協議しながら方法を探ってまいりたいと存じます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 24番加藤鉦一君、再質問はありますか。24番加藤鉦一君。

24番（加藤鉦一君） ただいま答弁の中で、アウトソーシングの可能性のあるものについては地域のコミュニティ組織やNPO等、さまざまなそういうことについても民間委託の方向性を探るといような答弁でありまして、まさに新しい合併自治体として先進的な取り組みになっていくのではないかといいふうに思います。やっぱり今回のこの平成の大合併というのは、やはりこの地方自治にとっては新たな挑戦であるといふようなことがよく言われております。それは、昭和の大合併の失敗、小異を捨てて大同についた合併、つまり中心地だけが栄えて回りがどんどん寂れた、そういう合併ではなくして、小異を大事にして大同についたのが平成の大合併だと。そういう意味では、ただい

まのこの答弁の中に積極的な取り組みをされるという、あるいはそういう言葉だけの課題ではなく、協働というそのことについても、さまざまに前向きに18年度4月から実際に行うというようなお話しがございまして、大変心強く思った次第であります。

ぜひひとつ市長にお伺いします。大変お忙しいとは思いますが、企業誘致の話になりますが、やはり目標をぜひ、これ前のだれか同僚議員の皆さんからも質問がありました。ぜひ目標を立てていただいて、ぜひ企業の皆さんとの信頼関係もより築いていただきますように、できれば東京本社とかそういう会社もあるわけでありまして、そういうものをいろいろ精査しながら、さまざま東京に行く機会もあると思いますので、ぜひ由利本荘市の市長として会社訪問していただくことは、企業にとっても大変私はこれは大きな信頼関係の礎になるだろうというふうに思うわけでありまして、忙しい中であって機会をみてそういう動きもしていただければ大変ありがたいなというふうに思うところであります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 加藤議員の再質問にお答えしますが、先ほども申し上げましたように、加藤議員の気持ちと私の気持ちが一致しております。ということで、先ほどの、いかに今の地方自治体がどういうふうになればいいのか。要するに小さな政府であり、そうしたこと、今懸命に模索し、そして改革を進めているわけでありまして、民間委託のことなどについても、加藤議員が経験されたことを私の方もそういうふうにして、そのためにはやはり地域が共通の認識を持たなければならないなというふうにも考えますので、今後とも努力してまいります。

それから、企業の誘致でございますが、企業の誘致もさきに申し上げましたが、これから高速道路もできてきた、進んできた、条件の整備が整ってきた、企業誘致がしやすい状況を迎えてきておりますので、これからより一層努力してまいりたい。首都圏におけるふるさと会、あるいは名古屋における企業誘致の会などなど出向いております、さまざまなことをお互いに、地域の実情、こっちの方に来ていただきたいという旨を強く訴えております。そういう意味で、話された方々については私の方の実情を理解をされているんですが、今のようないんフラ整備ができていないようなことなどがネックになっておりますが、これから、今申し上げましたようにインフラ整備が進んだ段階では、必ずや企業誘致が進むものとおのうに思いますので、議員の皆さん方からも、私が先頭に立って頑張りますが、議員の皆さん方も一人一人がここに企業の誘致をということでひとつご高配いただきたい、このように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 24番加藤鉦一君、再々質問はありませんか。

24番（加藤鉦一君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第128号から議案第201号までの74件を一括議題として質疑を行います。発言の通告がありますので、質疑を許します。

10番長沼久利君の発言を許します。10番長沼久利君。

10番（長沼久利君） それでは、私の方から質疑要旨票、通告によりまして質問をさせていただきますと思います。

いわゆる官から民へというような形で、行政が今動こうとしている中で、大きな政府から小さな政府、いろんな文言が出ながら、民間委託ということが今懸命に叫ばれております。そういう中で、指定管理者制度というのは非常にタイムリーな制度ではなかろうかなというように私は思っておりますし、全国で13兆円の波及効果が、産業への波及効果があるというようなことが言われておる、非常にこう今、画期的なそういう制度ではなかろうかなと思っております。

市長は、かねがね答弁等の中で、六百数十の施設の100を指定管理にしたいと、移行したいというような話をしておりましてけれども、この制度は15年の9月から制度化された、施行されたというふうに私は認識しております。そういう中で、今回このような形で推移してきて、120施設を今回上程してきたわけでありましてけれども、その経緯、またはその残りの施設の今後の方針、考えなども伺いたいと思います。

また、民間が参加しやすいということで、これ行われておるわけでありましてけれども、選定に当たっての選考委員会、条例でうたわれておりますけれども、どのような形で行うのか。また、選考過程、そして結果、情報公開、そういうものは考えているのか、その辺のところもお伺いいたしたいと思います。

指定期間につきましては、長ければいいということでもありませんし、短ければいいということでもありません。大体どれぐらいをめどにしているのかというようなこともお伺いします。

また、サービスの質というものが問われるわけでありましてけれども、コストを削減することによって、それが犠牲になるとするならば、市民に対するサービスの低下につながりかねないわけでありまして、そういう監視体制をどのように整えていくのか、その辺のところもお伺いいたしたいと思います。

最後ですけれども、これから直営の部分、今これから行われようとしている部分、いろんな形でまだ試算的には難しいと思っておりますけれども、18年度、またはこれからの予算でどのような形でコスト削減の目標を持ちながら進めるのか、その辺のところを大きく5点について市長からお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） それでは長沼議員の質疑に対し、お答えします。

最初に、六百数十施設を120施設に絞ったわけについてであります。市が管理する施設は現在677施設ございますが、うち505施設については直営で管理をしている施設であります。

平成18年4月1日より指定管理者制度を導入しようとしている120施設については、現在、施設の管理運営を市の出資法人または公共的団体に委託している施設が対象の大部分となっております。

今後、直営により管理されている施設も含めた残りの施設についても、制度の導入を検討してまいります。特に直営の施設については、職員の配置にも影響があることから、制度の導入が総体として経費の節減に効果的であるか、サービスの向上が図られる

かなどの検討が必要と考えております。

次に、選定に当たっての選定委員会の検討は、また、選定過程の結果や情報公開は考えているかについてであります。指定管理者の選定の過程、手続きの透明性及び公平性を高めるために、指定管理者選定委員会を設置し、選定に対処する考えであります。

委員会の構成については、助役、部局長等のほか、識見を有する者として経済団体や金融機関等の民間委員を想定に検討しております。

また、選考結果については、応募者への通知のほか、広報紙及び市のホームページ等により公表してまいります。

次に、指定期間は何年かについてであります。指定期間については4年間と考えております。施設を特定の町内会が利用する機会が多い集会施設については、その町内会に10年間の期間で指定したいと考えています。

次にサービスの質がコスト削減の犠牲にならないよう住民監視が必要と考えるかどうかについてであります。指定管理者の選定基準では、市民の平等利用の確保、市民に対するサービスの向上が上位項目となっており、それを確保した上で適正かつ効果的な管理運営により、コストの縮減を図ろうとするものであります。

指定管理者の施設の管理状況について指示をし、指定を取り消すなどの処分を行う立場の市としましては、当然ながら施設の利用者である市民の意見、評価は積極的に受け入れ、指定管理者に対する指示の参考としていく所存であります。

次に、18年度予算で何パーセントのコスト削減を目標にするのかについてであります。施設の管理経費の縮減は、指定管理者制度導入の目的の一つであります。

指定管理者制度導入の際、施設の管理経費は、応募者の事業計画書等の審査により把握され、協定書の締結により確定します。

しかし、選定基準は、コストの比較のみならずサービスの向上など、他の重要な基準もあることから、現段階ではコストの削減目標を設定することは困難と考えております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 10番長沼久利君、再質疑ありませんか。10番長沼久利君。

10番（長沼久利君） 民間であれば、いろいろな行政コストを削減しながら、それを行うという一つの目標が設定されるわけにありますけれども、私はこれからの行政というのは、やはり目標が設定できないということではなくて、サービスを低下させないために、そしてさせないようにしながら行政コストを下げっていくという一つの目標があってしかるべきではないかなというような思いをしております。そういうことも含めながら、この制度を有効活用しながら、まずは新しい新市の制度として利用していただきたいというような思いをしておりますので、その辺のところをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 長沼議員の再質疑にお答えしますが、長沼議員のおっしゃる行政コストの削減、けれどもサービスを低下させない、そういう意味では目標設定をしてなさるべきだと、こういうご意見でありました。ごもっともだと思います。できるだけ目標を設定しながら努力してまいりたいとこのように思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 10番長沼久利君、再々質疑ありませんか。

10番（長沼久利君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で10番長沼久利君の質疑を終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

以上をもって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第3、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第202号から議案第204号までの3件を一括上程し、市長の説明を求めます。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休 憩

午後 1時58分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

改めて、議案第202号から議案第204号までの3件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、追加提出議案の内容について、ご説明申し上げます。

本日追加提出いたしました案件は、条例関係など3件であります。

初めに、議案第202号由利本荘市基本構想の策定についてであります。これは、由利本荘市総合発展計画を策定するに当たり、総合的、計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることについて、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第203号由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案であります。これは、熱量変更費用に係る繰延償却資産の償却が終了したことにより、総原価を見直し、ガス料金を改定するに当たり、関係条文を整備しようとするものであります。

次に、補正予算であります。

議案第204号由利本荘市ガス事業会計補正予算につきましては、収益的収入においてガス料金改定に伴うガス売り上げ280万6,000円を減額し、補正後の収入総額を9億7,208万6,000円にしようとするものであります。

以上が追加提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、追加提出されました議案第202号から議案第204号までの3件に対する質疑の通告については、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、約15分間休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時16分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第202号から議案第204号までの3件を一括議題として質疑を行います。

ただいまのところ発言の通告がありませんので、以上をもって追加議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第4、提出議案、陳情の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明8日は議案調査のため休会、9日は常任委員会、10日、11日は休日のため休会、12日、13日は常任委員会、14日、15日は事務整理のため休会、16日は本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会の審査には、特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2時18分 散 会

